

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉第三部会（第48回）議事要旨

1. 日 時 平成26年11月11日（火）13時30分から15時30分まで

2. 場 所 年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室会議室

3. 出席者

（委員）荒木部会長、板倉委員、関谷委員、飯田委員
（事務室）岩田室次長、大辻主任調査員ほか

4. 議 題

- (1) 申立案件について
- (2) その他

5. 会議経過

(1) 新たな申立事案3件（全て厚生年金事案）について審議を行った結果、1件（厚生年金事案）はあっせんを行う方向で、2件（全て厚生年金事案）はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

また、申立事案1件（厚生年金事案）について、年金記録の訂正が不要と判断された。

(2) 次回は、11月25日（火）13時30分から開催することとした。

〔 文責：事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉第二部会（第49回）議事要旨

1. 日 時 平成26年11月12日（水）13時15分から15時30分まで

2. 場 所 年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室第2会議室

3. 出席者

（委員）渡會部会長、藤代委員、荒委員、井村委員

（事務室）川口室次長、米元主任調査員ほか

4. 議 題

(1) 申立案件について

(2) その他

5. 会議経過

(1) 新たな申立事案5件（国民年金事案2件、厚生年金事案3件）について審議を行った結果、4件（国民年金事案1件、厚生年金事案3件）はあっせんを行う方向で、1件（国民年金事案）はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

また、申立事案2件（全て厚生年金事案）について、年金記録の訂正が必要と判断された。

一方、申立事案3件（国民年金事案2件、厚生年金事案1件）について、年金記録の訂正が不要と判断された。

(2) 次回は、11月26日（水）15時00分から開催することにした。

〔 文責：事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉第一部会（第43回）議事要旨

1. 日 時 平成26年11月13日（木）13時15分から15時30分まで

2. 場 所 年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室第2会議室

3. 出席者

（委員）高橋部会長、粕谷委員、森委員、上吉委員

（事務室）伏見室次長、菊池主任調査員、望月主任調査員ほか

4. 議 題

(1) 申立案件について

(2) その他

5. 会議経過

(1) 新たな申立事案3件（国民年金事案2件、厚生年金事案1件）について審議を行った結果、1件（国民年金事案）はあっせんを行う方向で、2件（国民年金事案1件、厚生年金事案1件）はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

また、申立事案2件（国民年金事案1件、厚生年金事案1件）について、年金記録の訂正が不要と判断された。

(2) 次回は、11月27日（木）13時30分から開催することにした。

〔 文責：事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉第二部会（第50回）議事要旨

1. 日 時 平成26年11月26日（水）15時30分から17時00分まで

2. 場 所 年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室第2会議室

3. 出席者

（委員）渡會部会長、藤代委員、荒委員、井村委員
（事務室）川口室次長、米元主任調査員ほか

4. 議 題

- (1) 申立案件について
- (2) その他

5. 会議経過

- (1) 新たな申立事案3件（国民年金事案2件、厚生年金事案1件）について審議を行った結果、3件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
また、申立事案4件（国民年金事案1件、厚生年金事案3件）について、年金記録の訂正が必要と判断された。
一方、申立事案1件（国民年金事案）について、年金記録の訂正が不要と判断された。
- (2) 次回は、12月10日（水）13時30分から開催することにした。

〔 文責：事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉第一部会（第44回）議事要旨

1. 日 時 平成26年11月27日（木）13時15分から15時30分まで

2. 場 所 年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室第2会議室

3. 出席者

（委 員）高橋部会長、粕谷委員、森委員、上吉委員

（事務室）伏見室次長、菊池主任調査員、望月主任調査員ほか

4. 議 題

(1) 申立案件について

(2) その他

5. 会議経過

(1) 新たな申立事案6件（国民年金事案1件、厚生年金事案5件）について審議を行った結果、3件（全て厚生年金事案）はあっせんを行う方向で、3件（国民年金事案1件、厚生年金事案2件）はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

また、申立事案2件（国民年金事案1件、厚生年金事案1件）について、年金記録の訂正が必要と判断された。

一方、申立事案2件（国民年金事案1件、厚生年金事案1件）について、年金記録の訂正が不要と判断された。

(2) 次回は、12月11日（木）13時30分から開催することにした。

〔 文責：事務室
後日修正の可能性あり 〕